

「政教分離」表現使用の是非について

美根 慶樹

目次

1. はじめに
2. 現憲法の起草過程と「政教分離」
3. 帝国議会での審議
4. 憲法説明の問題点と解決策

1. はじめに

日本国憲法（以下「現憲法」と呼ぶ）の宗教関係規定を説明するのに「政教分離」という四文字表現がよく使われる。国民生活（新聞・雑誌など）においても、裁判においても、また学問的研究においてもしかりである。これは簡潔、かつ印象的な表現であるが、憲法の定めがこれによって正しく伝えられているか疑問があり、むしろ事実が過度に単純化され、偏って伝えられる結果になっている恐れがある。また、「政教分離」の他、これと類似の表現として、「国家と宗教の分離」、「国家と教会の分離」、「国家と宗教団体の分離」、「政治と宗教の分離」、「祭政分離」などがある（これらをまとめて「政教分離的表現」と呼ぶ）が、それらについても同様の問題がある。

そもそも「政教分離」という表現自体明治時代から定義されずに使用される傾向があり、その傾向は今日に至るも基本的には変化していない。その他の「政教分離的表現」については、さらに、「政教分離」と同じ意味なのか、それとも違いがあるのか、なども明確に示されないまま使用されているので、いわば二重、三重の問題がある。このようなことから、「政教分離」を学問上使用する場合はともかく、法的に使用する場合は厳密に定義しておかなければならないと指摘されている。また、その他にも、各種の政教分離的表

現について問題点を整理し、その意味を明確にする研究が行われている。

しかしながら、これらの努力にもかかわらず、憲法を政教分離的表現を使って解釈しようとする傾向は衰えず、裁判などにおいてもその類の表現を使うために常識では理解困難な説明をせざるをえなくなったり、はなはだしい場合には誤解に陥ったりしていることもあるように見受けられる。

根本の問題は、憲法のどこにも規定されていない政教分離的表現を使用することであり、そのこと自体に疑義を呈する学説はなさそうだが、本稿においてはそこに光をあて、そうすることに正当な理由があるか、憲法の制定過程および学説が形成・確立される過程を振り返って検討していきたい。

なお、現憲法における宗教関係規定は20条および89条である。このほか、「思想および良心の自由」を謳った19条も宗教と関係がありうるし、実際外国にはこれを信仰の自由と一緒に取り上げている例も少数ながら存在するが、本稿ではその問題は取り上げない。

2. 現憲法の起草過程と「政教分離」

(1) いわゆる国家神道の扱いは連合軍総司令部（GHQ）にとって旧憲法の改正上主要問題の一つであり、1945年9月22日付対日「初期方針」、10月4日付「基本的人権を実現するための指令」および11月1日付「基本指令」において取り扱い方針が示されたが、その内

容はすべて12月15日付の神道指令⁽¹⁾に盛り込まれた。

(2) 神道指令は二つのパラグラフから成り、その第1パラでは、神道指令の目指す四つの目的を示した上、神道に対する財政援助、神道の宣伝、伊勢神宮などでの式典、内務省神祇院、神道の教育など国家神道制度の中でおこなわれてきたことを細かく列挙し、すべて禁止した。

第2パラのa項(注 引用は原文である英文の表記に従った。訳文では(イ)などとされている)では、本指令は「宗教ヲ国家ヨリ分離」すること、「宗教ヲ政治目的ニ誤用スルコトヲ防止」することおよび「アラユル宗教、信仰、信条ヲ正確ニ同ジ法的根拠ノ上ニ立タシメル」ことなども本指令の目的であるとし、その上で本指令の対象は国家神道問題に限られないと示していた。

同パラのb項以下は、国家神道の意味や、第1パラで述べたもろもろの禁止が適用される範囲などを明確にする説明部分である。

神道指令は、このように目的が2か所に分かれて出てくるなど若干分かりにくい面があるので、類似の項目を統一するなどしてつぎのとおり整理してみた。引用した部分の番号は原文に従った。

- (イ) 信仰の自由の回復・確立(第1パラ頭書き)。
- (ロ) 公的資格での神道の宣伝などの禁止(第1パラa項からm項まで禁止されるべき行為が列挙されている)。
- (ハ) 特定宗教の特別扱いの禁止(第2パラa項。原文では「すべての宗教、信仰、信条を同じ法的根拠の上に立たしめること」との趣旨が記載されていたことに相当する)。
- (ニ) 宗教団体に対する公的財政支援については、第1パラb項で神道に対する財政的支援が禁止された。第1パラの頭書きの第2番目の目的もこの問題であ

ろう。一方、宗教団体一般については財政的支援を明示的に禁止する項目はなかった。以下に掲げるような問題については「宗教一般」と「神道」を等しく扱って指令を示していたが、この財政的支援は神道のみについて言及していた。

- (ホ) 国家が宗教を政治目的に利用することの禁止(神道について第1パラ頭書第3目的、宗教一般については第2パラa項)。
- (ヘ) 政教分離的表現については、「宗教を国家から分離」することが神道指令の目的である(第2パラa項)とし、また、「神社神道は国家から分離される」(第2パラe項)とも指示していた。
- (ト) どの程度分離するかについては、「国家と宗教の分離」の表現を使用したこと自体に神道指令の考えが示されているという解釈もありうる⁽²⁾。しかし、神道指令はこの表現を使用したこと以外には「分離」の程度を一般的な形で、たとえば「厳格に」というようには説明しておらず、ただ個別具体的に実行すべきこととして(イ)から(ホ)までのことを指示していた。要するに神道指令は「国家と宗教を分離」ことが目的であると言いつつ、具体的な事例を以って「分離」の意味を示していたのである。また、当然過ぎるくらい当然であろうが、神道指令はその中に記載していなかったことは想定していなかったわけであり、たとえば神社を国家の法秩序の外におくことなどは考えていなかった。もしそのように重大なことを指示する意図があったのであれば、それは当然明示したであろう。このように考えれば、神道指令が言う「国家と宗教の分離」の「宗教」は、言葉としては宗教に関するすべて

のことも含みうるので厳格な分離のよ
うに聞こえるが、実際にはその分離の
程度は具体例をもって示されていたの
で、完全な分離ではなかった。なお、
先の注2で引用した部分で大原康男教
授が指摘しているように、GHQは神
道指令の準備段階では「国家と教会の
分離」を使っていたわけであり、同指
令の起草者はそもそも用語の意味を厳
密に定義することも、また、他の用語
と使い分けることもしていなかった可
能性があり、そうであれば神道指令が
厳密な分離を指示していたかどうかを
追求してもあまり意味がないと思われ
る。

(3) 神道指令が国家から分離する対象を
「神道」と限定的に言う場合と、「宗教」と一
般的に言う場合があるのはGHQのウィリア
ム・バンス宗教課長の起草による結果であ
った可能性がある。戦前日本に滞在したことが
あり、1946年再度来日し宗教課の調査スタッ
フとなった会衆派宣教師ウィリアム・ウ
ッダードによれば、民間情報教育局(宗教課は
その一部)の宗教問題にかんする意思決定
は、アメリカ政府の政策の枠組みおよび日本
の宗教に対するマッカーサー将軍の態度を勘
案しつつ、おおむねバンスが行っており、ま
た、神道指令の起草に当たって神道を打破し
て非国教化するという考え方を「すべての宗
教、信仰、信条を国家から分離する」という
普遍的な原則に拡大したのもバンスであ
ったと証言している⁽³⁾。ウッダードは、それをバ
ンスの「独特の貢献」とし、「かくして「神
道指令」は、国務省の政策決定者の予想しな
かった普遍的な性格を持つこととなった」と
述べていた⁽⁴⁾ので、国家から分離されるもの
を「宗教」と広げることやや批判的な目
で見ていた可能性がある。

またウッダードは、憲法起草グループの中
に日本の宗教について専門的知識を持ってい

るものはおらず、「彼らの唯一の目的は宗教
団体と国家の分離であった」、「マッカー
サー草案」の準備にあたっては、民政局は諸国
のさまざまな憲法を参照したが、宗教の取り扱
いにかんしてはフィリピン憲法がモデルに
なったと一般に考えられている。しかし、こ
れが本当だとしても、結果として日本国憲法
の条文は、そのモデルよりも厳格である」と
述べていた⁽⁵⁾。

宗教問題についてGHQの指導者よりはる
かに専門的な知識を持っていたウッダード
が、GHQの目的は「宗教団体と国家の分離」
であったと指摘していたことは興味深い。

(4) 政府に設置された憲法問題調査委員会
では、1945年末から翌年初めにかけて帝国憲
法改正のためにいわゆる「松本甲案」と「松本
乙案」が作成・検討された⁽⁶⁾が、両案とも宗
教関係規定は帝国憲法と大差なく、帝国憲法
第28条が信教の自由の保障は「安寧秩序を妨
げない」と「臣民たるの義務に背かない」
ことの2点を条件としていたのを、松本案で
は前者の条件だけにした。

また、これら両案が作成される段階で、宮
澤委員は信教の自由に関する規定に加え、「神
社ノ享有セル特典ハ之ヲ廃止ス」を追加する
か、あるいは別案として「国教ハ存スルコト
ナシ」を追加することを提案していた⁽⁷⁾。

憲法問題調査委員会第6回総会では、神道
指令と委員から提出された改正案の双方が検
討され、神社の特権的地位をなくすことを具
体的に書き込んだほうがよいとする意見と、
一般的に特定の宗教を差別扱いしてはなら
ないという形で書き込んだほうがよいとする
意見があったが、結局は「神社に対する特別
待遇の禁止」も「国教の禁止」も言及しない
案となった⁽⁸⁾。そしてこれが2月8日、GHQ
に提示された。

なお、以上の説明から明らかであろうが、
政教分離的表現はどの案にも盛り込まれて
いなかった。

(5) 2月13日、GHQは数日前に日本側から示されていたこの憲法問題調査委員会案を完全に拒絶し、代わりにみずから作成した案として次の諸案を提示し検討を求めた((イ)から(ホ)まではその19条案、(へ)は83条案)。

- (イ)「宗教ノ自由ハ何人ニモ保障セラル」
- (ロ)「如何ナル宗教団体モ国家ヨリ特別ノ特権ヲ受クルコト無カルヘク」
- (ハ)「如何ナル宗教団体モ政治上ノ権限ヲ行使スルコト無カルヘシ」
- (ニ)「何人モ宗教的ノ行為、祝典、式典又ハ行事ニ参加スルコトヲ強制セラレサルヘシ」
- (ホ)「国家及其ノ機関ハ宗教教育又ハ其ノ他如何ナル宗教的活動ヲモ為スヘカラス」
- (へ)「公共ノ金銭又ハ財産ハ如何ナル宗教制度、宗教団体(中略)ノ為ニモ、充當セラルルコト無カルヘシ」

このマッカーサー草案は、経緯からして神道指令を基礎としつつGHQがその後調査・研究した結果を勘案し、憲法規定として相応しい形で起草したものであったはずである。しかるに、その(ハ)と(ホ)は一見神道指令にはなかったように見えるが、それは表現の問題に起因することであり、つぎのように両者を比較してみればマッカーサー草案は神道指令を忠実に条文化していたことが分る。

(a) 信仰の自由の回復・確立については、神道指令の第1パラ頭書きの最初の目的がマッカーサー草案の(イ)と(ニ)の形で記載された。

(b) 特定宗教の特別扱いの禁止については、神道指令では「すべての宗教、信仰、信条を同じ法的根拠の上に立たしめる」と表現されていたが、マッカーサー草案では(ロ)がそれを表していることと見ることができるであ

ろう。

(c) 一方、宗教を政治的に利用することを禁止することはマッカーサー草案に記載されなかったように見える。しかし、この問題は軍国主義の象徴的表れの一つであり、GHQのみならずわが国の関係者においても是正すべきこととして認識されていたのは間違いなく、マッカーサー草案がそのように重要な問題を簡単に放棄したと見ることはできない。ではどのような考えでその表現を採用しなかったかが問題となる。

神道を特別扱いすることとそれを政治的目的のために利用することは密接に関連していたが、同じことではなく、政治的利用を禁止するには前段の特別扱いの禁止だけでは不十分というのがGHQの考えであっただろう。神道指令においても両者は別々に禁止されていた。

(d) 宗教団体を政治的に利用することについては、民生局行政部での検討作業に加わっていたラウエル(Milo E. Rowell)が、2月8日の人権に関する小委員会と運営委員会との合同会合でつぎのようなやりとりがあったと書き残している。「(起案者が提出した案文は)信教の自由を保障するのみならず、明文で、すべての聖職者はいかなる種類の政治活動にも従事してはならない旨を定めていた。運営委員会は、この規定は、理論的にも実際のにも疑問であるとした。ケイディス(Charles L. Kades)大佐は、聖職者に対して政治活動を禁止することは、聖職者に対して言論、出版の自由を否定することを意味するとして反対した。憲法は、制限の章典ではなく権利の章典であるべきであり、この種の特段の禁止規定は憲法の中に置かれるべきものでないとしたのである。(注 起草者の)ロウスト(Peter K. Roest)中佐は、本条は、霊的な権威が政治的目的のために濫用されるのを防止することを目的としたのであると述べた。日本は、数世代にわたって、聖

職者によって左右される国家であったのであり、(中略)日本人に対して、どのような宗教組織に対しても政治的な権威が付与されることはない旨を、明らかにしておかなければならないとしたのである。ハッシー (Alfred R. Hussey) 海軍中佐は、人々が教会の権威によって確信を抱いて政治活動に走るということについては、意見を同じくしながら、これは個人の良心の問題であり、憲法改正や制定法によって改められることは期待できない事柄であると指摘した。

このメモにおいては、聖職者による政治活動を禁止すべきであるとする起案者ロウスト中佐の考えは、ケイディス大佐らによって退けられたことと、他方、宗教が政治的目的のために利用されることは防止しなければならないという考えは支持されたことが明確に示されており、したがってGHQから提示された宗教団体の政治的権限行使の禁止条項の意味はそのように解すべきなのであろう。

しかし、文言を素直に読めば「宗教団体による政治上の権限行使の禁止」は宗教団体に対する禁止であり、他方「宗教の政治的目的への利用禁止」は政府に対する禁止であるから、GHQ案は宗教団体の側に禁止を課していると誤解される危険が大きく、立法論的にはそのような表現を維持するのが適当であったか疑問の余地がある。筆者としては、マッカーサー草案、ひいては現憲法では「宗教の政治的目的への利用の禁止」を直接的に記載したほうがよかったのではないかと考える。

(e) (ホ)の「国家による宗教的活動の禁止」条項もマッカーサー草案で突然出てきたような印象があるが、筆者は、この「宗教的活動」とは、神道指令の第1パラのa項からm項まで具体的に示されていた神道の宣伝、神道への財政的支援、神道の行事での軍国主義の宣伝、伊勢神宮への指示の発出、公立学校で神道を主として調査研究・宣伝すること、などを指していると考え。要するに、神道指

令が第1パラのa項からm項まで細かく列挙していたものを、マッカーサー草案では「宗教的活動の禁止」という一言で表現したということである。マッカーサー草案はこの国家による宗教的活動に関して宗教教育にとくに言及し、それが重要問題であるとの認識を示していたが、この点でも神道指令はまったく同様であった。

この条項に、宗教を政治的目的に利用することの禁止が含まれているかについては、否定的に考える。文言の常識的な意味としては、国家による宗教的活動の禁止の場合は、国家がむしろ宗教の範囲に入っていくことが想定されているのに対し、政治的に利用する場合はむしろ宗教の外にあって利用するという形を想定しており、両者が想定している状況が異なっているからである。

(f) 神道指令とマッカーサー草案の比較において重要な相違は、神道についての規則とするか、それとも宗教一般についての規則とするかであった。神道指令は、神道について細かく問題を取り上げて禁止する一方、宗教一般についてはむしろ例外的な言及にとどまっており、具体的には第2パラのa項で「国家と宗教の分離」も神道指令の目的であったこと、「宗教」を政治的目的のために利用することを禁止すべきであるとしたこと(b項以下はふたたび神道の問題に戻った)および第1パラのc項で軍国主義宣伝の禁止は神道のみならず「他のいかなる宗教」にもあてはまると特記したことだけであった。しかるにマッカーサー草案においては、神道のみと言及する表現は一切使わず、宗教一般に関する規則という形で規定した。

このようなマッカーサー草案の姿勢は公金支出問題についても現れており、神道指令は神道のみについて明示的に禁止し、宗教団体一般の形では言及していなかったが、マッカーサー草案では(へ)のように宗教団体一般に関する規則とした。しかし、宗教団体に

ついて一定程度の補助を受けることを認めている租税関連法の規定が妥当であると考えれば、現憲法のように一般的禁止の表現がよいか、これも立法論的には再考の余地がある。

(g) 国家神道に対する反省から出発しながら、マッカーサー草案において宗教一般についての規則を打ち立てたのは、前述したようにバンス課長の判断であり、「朱子学や禅宗・日蓮宗なども軍国主義要素の導入に加わった」という考えがあったからであろうとも説明されている⁽¹⁰⁾。しかし、GHQを離れて見れば、国家神道を超える範囲の問題、たとえば、仏教やキリスト教などを国家としてどのように扱うべきか、これについてはわが国に明確な共通認識があったわけではない⁽¹¹⁾。ただ、神道と国家との関係で起こったことへの反省は仏教やキリスト教についてもあてはまるはずだという一種の類推に過ぎなかったのではないだろうか。もっとも、逆に「宗教一般」についての規則を作るべきでないと明確に考えられていたのでもなかった。要するにその点はいまいなままになっていたのではないかと思われる。

当時の国民的認識はともかくとして、宗教一般についての規則としたことが問題であったかどうか、あらためて振り返ってみると、信仰の自由は特定の宗教についてのみ保障されることはありえず、ことの性質上宗教一般について言わなければならないことである。また、特定宗教の特別扱いの禁止は神道についての経験から生まれた規則であるが、神道のみについて特別扱いを禁止するのは結局自家撞着になるので宗教一般に関する規則とするほうがむしろ論理的であろう。また、宗教団体による政治上の権力行使の禁止は、前述したように国家による宗教の政治的利用の禁止を目的とした規定であり、このことは神道以外についてもあてはまることと考えてよいであろう。さらに国家による宗教的活動の禁

止については、この「宗教的活動」とは神道については前述したように神道指令に列挙されたことなどを指すのであれば、それは仏教やキリスト教についても規則としてよいと思うのが常識であろう。たとえば、国家は仏教やキリスト教についてもその宣伝をすべきでないとは誰も考えることである。このように見ていくと、現憲法の宗教関係規定が神道のみならず宗教一般を対象にしていることは妥当なことであると考えられる。

(h) なお、蛇足になるかもしれないが、GHQ内の合同会合では、ロウストは「宗教の名の下に他の宗教団体に対する敵意をあまり、敵意を持った行動に出、または公の秩序および道徳を強める代わりに弱めるような宗教団体は、宗教団体とは認められない」という規定も提案していたが、ハッシーは、そのような規定は新しい宗派の抑圧を正当化する根拠として用いられることがありうるコメントしたとラウレルは記している⁽¹²⁾。

(i) 本稿の主題である政教分離的表現はマッカーサー草案でも、また、その後の日本国憲法改正草案でも使われなかった。それは政教分離的表現が憲法用語でないという理由からではない。ちなみに、そのような表現を憲法の中で使用している例は多くないが存在する。たとえば、ポルトガル憲法(41条4項)である。

わが憲法改正案がそのような表現を必要とすれば当然使っていたらう。当たり前のことであるが、マッカーサー草案の起草者にとって政教分離的表現は不必要だったのであろう。

(6) マッカーサー草案は日本側に強烈な衝撃を与え閣議でも激しい議論が起こったので、幣原首相はマッカーサーに会見を求めGHQの考えをたずねなどして打開の道を探したが、事態を日本政府が望むような方向に導くことはできなかった。結局日本政府としてはマッカーサー草案を基本的に受け入れ

ざるをえないことを覚り、急遽同案をベースに日本政府案の起草を始め、作業は3月2日に完成した。

しかし、GHQは日本側3月2日案の第3章(宗教関係規定はその一部)はマッカーサー草案とすっかり違っているとして審議に入ることさえ拒否し、結局第3章全体がほぼマッカーサー草案どおりに戻された⁽¹³⁾。

GHQとの協議をふまえて日本政府は案文を練り直し、その結果確定したものを3月6日、「帝国憲法改正草案」として発表した。宗教関係規定については、3月2日案は採用せず、マッカーサー草案をただ一か所修正しただけで、他はすべてそのまま採用した。修正したのは、宗教団体による「政治上の権限行使」の禁止を「政治上の権力行使」の禁止に変更したことであった。かくして、本来の問題意識であった「国家による宗教の政治目的への利用」の禁止については、宗教団体による「政治上の権力行使」の禁止と規定することとなったと推測されるが、そのような表現が適切であるかどうか、この重要な問題についてはなんら議論されることなく憲法の案文が固められてしまった。

3. 帝国議会での審議

1946年6月25日、帝国憲法改正案は衆議院に上程された。その際の吉田総理大臣による提案理由説明は概括的な内容で、宗教関係規定の説明はなかった。28日、同改正案は議長指名の72名からなる特別委員会⁽¹⁴⁾(委員長は芦田均。以下「衆委」と略称する。その後につされた数字は日付を表す)に付託された。7月1日の衆委における金森国務大臣の提案理由説明でも宗教関係規定についてとくに説明はなかったが、その後の審議において重要な質疑が行われた。すなわち、衆委には小人数の小委員会が設置され、そこで7月25日から8月20日まで懇談形式の秘密会審議が行われ、とくに20条3項に関し親委員会(衆

委)審議を受けて活発な議論が行われた⁽¹⁵⁾。21日、小委員会で作成された修正案が衆委で承認され、24日、衆議院本会議で可決された。その後、改正案はいったん貴族院に送られ、同院でも特別委員会⁽¹⁶⁾(委員長は安倍能成。「貴委」と略称する。)と小委員会で審議され、宗教関係規定については貴委で検討された。貴族院は追加修正を加えた後、草案を衆議院へ送り返し、10月7日、現憲法が可決成立し、11月3日に公布された。両院の委員会での宗教関係規定の審議で行われた質疑の要点はつぎのとおりであった。

(1) 信仰の自由については、その保障に何らかの制限が加えられるかどうかという趣旨の質疑が多く、たとえば、井上徳命委員(衆議院 協同民主党)の質問に対し、金森国務大臣は「憲法第12条の規定と相伴って、この自由が保障されている(中略)実質的に於きましても、略々絶対の自由に近いものと思っております」と答弁した(衆委7・16)。また、「今度の憲法に於きましても、信教の自由なるものに付きましても、国家の立場から公共の福祉と云うような問題との関連に於いて、制限を加え得ると云うことに、解釈だけは理解して宜しいですね」という佐々木惣一委員(貴族院 無所属)の質問に金森大臣は「左様であります」と答えている(貴委9・18)。

(2) 国家神道の禁止については、重要問題でありながら改正案には「国家神道の禁止」という表現がないことも手伝って質疑の格好のテーマとなり、何人かの委員が国家神道において「神道は宗教でない」と説明されてきたことを取り上げて質問したのに対し、田中耕太郎文部大臣は「神社の宗教が、宗教学的に見まして宗教になるかどうかと云うことは、これは一部宗教学者の議論に委ねると致しましても、併し神社内に於いて行われて居る所の式典、その他から考えて見まして、又多数の崇敬者の持つて居る所の気持ちを考え

て見ましても、宗教的要素が多分にあった。その神社が国家と特に密接な関係にあったと云うことは、否定出来ない事実ではないかと思う」と説明した。これに対し松村真一郎委員（貴族院 研究会）が「非常に明瞭になりました。結局神社は宗教に非ずと云う解釈の下に、従来は、宗教的色彩を持って居り、且つ内容を持って居るに拘らず、神社は宗教に非ず、何故そう謂うかと言え、国家は或る程度強制して居ったのであります。そこで直ぐ宗教だと云うと、信教の自由を認めると云う現行憲法の規定に引掛りますから、その関係から宗教に非ずとして居ったと思いますが、如何ですか」と確認を求めたところ、田中大臣は「全く御説の通りだと存じます」と答えている（貴委9・18）。

(3) また、国家神道に関する議論は特定宗教の特別扱いの禁止問題とあわせて行われ、田中大臣は松村委員の質問に対し、「国家が宗教を公平に取り扱わなければならない、つまり国教を否定する精神はこの18条(注 現憲法の20条)に十分現れている」と答え、さらに松村委員が「国教を否定する」理由を質したのに対し、田中大臣は「近代文明国家の一大政治上の原則でありますと共に、又日本に於いては、特に既往に於ける経験から致しまして、その必要を感じて居る訳でございます。勿論制度上に国教と云うものはなかった訳でございます。併し事実には、神社が国教的な性質を帯びさせられて居った趣がございました」と答弁した。これらのやり取りにおいて、国家神道が廃止され、かつ特定宗教の特別扱いが禁止されることが了承されたのは明らかであろう。

(4) 宗教団体による政治上の権力行使の禁止については、松沢兼人委員（衆議院 日本社会党）は、「これは外国によくありますように、国教と云うような制度を我が国に於いては認めない。斯う云う趣旨の規定でありまして、寺院や或いは神社関係者が、特定の

政党に加わり、政治上の権力を行使すると云うことは差支えがないと了解するのであります。如何でございますか」と質したのに対し、金森大臣は「宗教団体そのものが政党に加わると云うことがあり得るかどうかは、遽かに断言出来ませぬけれども、政党としてその関係者が政治上の行動をすると云うことを禁止する趣旨ではございませぬ」と説明し、さらに松沢委員が「わが国に於きましては斯う云う例はございませぬが、例えばカトリック党と云うような党が出来まして、これが政治上の権力を行使すると云うような場合は、この規定に該当しないと了解して宜しゅうございますか」と更問いし、金森大臣は「この権力を行使すると云うのは、政治上の運動をすることを直接に止めた意味ではないと思えます。国から授けられて、正式な意味に於いて政治上の権力を行使してはならぬ。斯う云う風に思っております」と答えている（衆委7・16）。

後に学説の一部でこの規定により宗教団体が政治活動することは違憲となるという説が唱えられたが⁽¹⁷⁾、ラウレル文書においても、また、この質疑応答においてもそれは禁止されていないことが明確に示されていたのである。

一方、国家による宗教の政治的目的への利用を禁止するという重要問題をどのように規定すべきかという形では議論されなかったが、それはこの問題が特定宗教の特別扱いとともに禁止されたとみなされていたのと、宗教団体による政治上の権力行使禁止の条文からは、前述したように読み取りにくい形になっていたからではないかと推測される。

(5) 国家による宗教的活動の禁止については、信仰の自由と国家神道の禁止の二大主要問題におとらず活発な議論が行われた。質疑は現憲法20条3項の趣旨についての議論とその具体的な解釈の二つに分けることが出来る。

前者について、左藤義詮委員（衆議院 日本自由党）が「政治と宗教を分離しようと云う趣旨は固より賛成であります、併しそれは決して政治に宗教が不必要だと云うことではありませぬ。信教は個人の私事だと云うような表現の仕方は、ともすれば一般国民に宗教を軽視せしめるような風潮を助長し勝ちである」と疑問を呈し（衆委7・16）、また、白根松介委員（貴族院 公正会）が、「憲法第20条第3項の条文をただ素直に解釈致しますれば、これは極めて否定的の条文であります、（中略）この3項の条文がある為に将来の宗教教育には非常な障害が起るのでありまして、又幾多の疑惑を残す条文であると思っております。（中略）この20条3項は、私はこれを修正致しますよりも、これを削除した方が将来の日本の国家教育の中の宗教教育の発展から見まして、相応しい、望ましいと斯様に考えるのであります」（貴委9・17）と率直に否定的見解を述べた。

20条3項の立法理由を直接説明したのものとしては、唯一金森大臣の答弁があるだけであるが、それはかなりの長さになる⁽¹⁸⁾。この中で、金森大臣は「理念としては絶対的に宗教と政治を分離したい」、「この憲法はできる限り徹底して宗教は国の政治の組織の中には入れないと云う原則をとり」、「（国が）深入りして宗教に関係し得るということになれば政教分離の原則が破壊され、過去の経験を無視することになる」などと述べ、20条3項が「政教分離」の考えに立っていることを明確にしていた。

一方、金森大臣は、「はっきりこれ（注 宗教と政治のこと）を切り離すことは論理的にはできるとしても、実際においては不可能」、「この憲法はやむをえない限度において宗教が並行的に国の政治と連なっていくことを容認している」、「第3項に掲げてある宗教教育は特定の宗教を信仰すべく教育することを、また、宗教的活動は、特定の宗教の発展

または抑制の活動を意味している」と述べており、20条3項は一定の政府活動を容認していると、これまた明確に説明していた。これは国家と宗教の協力ないし共存であり、便宜上「政教協力」と称しておく、金森大臣は20条3項を「政教分離」と「やむをえない限度において」という限定つきではあるが「政教協力」の二つの側面から説明していたわけである（注 金森大臣の分離と協力に関するこれらの説明のテニオハは手直しした上で、鍵カッコつきで引用した）。

(6) 後者の20条3項の具体的解釈については、左藤委員のほか、松沢委員および白根委員などからの質問に対して、金森大臣および田中大臣がつぎの諸例は特定宗教・宗派に偏らない限りという条件付で許容されると説明した（衆委7・16、貴委9・17 なお、ここに列挙した事項についても、便宜上テニオハは若干手直ししておいた）。衆議院の小委員会では、林兵馬委員（協同民主党）から、20条3項の国およびその国家機関の後に「一宗一派に偏する」という文言を挿入すべしとの提案をしたい、そうすれば田中大臣が答弁した宗教的情操教育は禁止されていないということが明確になる、と述べ、これに対し各委員はその趣旨には賛成したが、案文を変えることについては意見が分かれ、結局林委員は提案を取り下げると一幕があった⁽¹⁹⁾。

- (a) 公立学校において、宗教的情操教育を涵養すること。
- (b) 国定教科書に宗教家の伝記を掲げたり、宗教的な行事の由来や沿革などを載せること。
- (c) 公立学校の「校友会で参禅する」こと。
- (d) 公立学校において、キリスト教の「専科」を作ること。ただし、この質問に対する田中大臣の説明は、この点について明示的に肯定したわけではなく、否定的であったと解する余地もある。

- (e) ミッション・スクールの卒業会へ文部大臣が出席して訓示を与えること（注 金森大臣はこれについては明示的に答えなかったが、文脈からすれば問題ないとの立場であったと解する）。
- (f) 宗教団体による社会事業の会合へ厚生大臣が出席して宗教的見地から社会に献身していることを激励すること。

他方、つぎの諸例については否定的な説明が行われた。

- (a) 公立学校において、教師が教壇でみずからの信条を告白して働きかけること。
- (b) 「刑務所教誨師が刑務所内で布教すること」については井上徳命委員（衆議院共同民主党）が質問したのに対し、金森大臣は「一遍本質的に見直さなければならぬ時期が来ると思う」と説明した（衆委7・22）。これは許容されるということではなく、むしろ否定的な答えであったと解すべきであろうか⁽²⁰⁾。

(7) 要するに、20条3項の「宗教的活動」については、神道指令第1パラのa項からm項までに列挙され禁止された行為と、帝国議会で許されると説明された諸事例および禁止されるとされた諸事例が具体的に示されていたわけである。

4. 憲法説明の問題点と解決策

(1) 宮澤教授の説明

(イ) わが国では政教分離的表現として、「政教分離」を中心に、「国家と宗教団体の分離」、「国家と宗教の分離」、「政治と宗教の分離」さらには「祭政分離」などが使われることは前述した。欧米では「国家と宗教の分離」はきわめてまれであり、通常「国家と宗教団体の分離」が使用される⁽²¹⁾。実際に使われる表現は「国家と教会の分離」であるが、わが国ではこれを「国家と宗教団体の分離」に読みかえてよいであろう。

しかるに、「政教分離」の意味如何、あるいは、これら政教分離的表現は同じ意味か否か、などは明らかにされないまま使用される傾向が昔からあった。たとえば、いわゆる国家神道制度が打ち立てられたことをもって「政教分離」となったと言われた例さえあった⁽²²⁾。これは現在の常識とはかけ離れたことであろうが、明治維新以降数年間の極端な祭政一致と比べれば、国家神道制度を「政教分離」であるとみなすのは理由のないことではなかった。しかし、現憲法について言われる「政教分離」はこの国家神道制度を否定するものであるから、明らかに異なる意味である。つまり「政教分離」という表現は昔から意味が明確にされないまま使用されてきた非法律的概念なのである。

意味が明確にされないまま使用されるという状況は現憲法の制定議会においても同じことであったが、その際には「政教分離」と「政教協力」が、一方は原則で他方は例外とは言え、セットで使われていたので説明が一方に偏る恐れは少なかった。

(ロ) しかし、現憲法制定後、「政教分離」と「政教協力」の両方向から説明することは行われなくなり、もっぱら政教分離的表現のみを用いて憲法の新規定を説明する傾向が出てきた。そのような傾向がもっとも顕著であったのが憲法学界の重鎮として現憲法の定着に重要な役割を果たした宮澤俊義教授である。同教授は1954年の講演で「新しい憲法は、信教の自由を徹底的に確立し、国家と宗教とを分離した。国教を否定して、国家の非宗教性 (laïcité) を実現した」と説明した⁽²³⁾。この講演録は宮澤教授の宗教問題に対する考えをよく説明している古典的な文献であり、後に学説でよく引用された⁽²⁴⁾ものである。

その際宮澤教授は、現憲法の規定を金森大臣のように「政教分離」の原則と同原則の下で容認されている「政教協力」の二面から説明することもしなかった。それは宮澤教授が

国家神道の否定に力をこめるあまりそうになっただけのことか、それとも「政教協力」の側面を捨象するという明確な意図に基づいて行ったことか分からない。ただ、このときの「新しい憲法は国家と宗教を分離した」という説明自体は、分離されない側面、すなわち金森大臣が述べていた政教協力の面を必ずしも排除する趣旨ではないと解する余地があるので、金森大臣の説明との相違はさほど目立っていなかった。

(ハ) この直後に初版が出版された『全訂日本国憲法』では、「国家がすべての宗教に対して中立的立場に立つこと」が「政教分離の原則といわれるものである」と説明していた⁽²⁵⁾が、実質的には前年の講演と同じ趣旨であったと考えてよいであろう。

なお、1954年に宮澤教授が使った表現は「国家と宗教の分離」であり、翌年使った表現は「政教分離」であったので、同教授としては両表現を使い分けていなかった可能性が大きい。

(ニ) それから約10年後の1967年に出版された解説書『憲法講話』で宮澤教授は「日本国憲法は政教分離を採用しており」と説明した⁽²⁶⁾。この説明は1954年の講演や翌年の著書での表現と微妙に異なっている。このときの「日本国憲法は政教分離を採用した」という説明は、他にもない「政教分離」という原則を採用し、それ以外は採用しなかったという含意があるかのような表現となっており、この説明から新規定には「政教分離」でないもう一つの側面である「政教協力」もあるということを読み取るのは困難になっている、つまり、憲法制定議会での説明のようなバランスは失われ、分離の面だけが過度に強調されている。

後に、小嶋和司教授は、「日本国憲法典のこれら規定（注 20条1項後段、同条3項、89条）にかんして「政教分離」の語が登場するとき、そこには二つの用法がある。その一

は、これら諸規定を一語に簡約して指示する概称としてもちいるもので、制憲議会貴族院特別委員会の委員長・安倍能成氏の報告が「政教の分離」と述べたのは、これである。（中略）第二の用法は、憲法典の諸条規の前提として「政教分離」が存し、諸条規はその顕現にすぎないと説くものである」と指摘している⁽²⁷⁾。つまり、たんなる「呼称」として使われる場合と、憲法規定の前提となる原則として使われる場合があるということである。

宮澤教授が「政教分離」と「国家と宗教の分離」を区別しなかったのは小嶋教授の指摘する第一の用法によっていたからであるが、「政教分離」が現憲法に「採用」されたと言う場合は、小嶋教授の第二の用法であったと解すべきであろう。

(ホ) 「政教分離」が憲法の前提として存在する原則であると言うには根拠が示されなければならない。宮澤教授は「日本国憲法が政教分離を採用したのは、それが、宗教の自由の当然のコロラリーだからである」と説明した⁽²⁸⁾。これは宮澤教授に限らず多くの論者が行っている説明であるが、政教を分離しないで宗教の自由を実現している国があることは周知の事実であり、「当然のコロラリー」とまでは言えないであろう⁽²⁹⁾。

宮澤教授の上げたもう一つの理由は米国の判例であった。すなわち、宮澤教授は米国の州立学校で毎朝お祈りを唱えることを教育委員会が決定したことに反対して父兄が訴えを起こした事件で、連邦最高裁判所がその決定を違憲であるとした判決に関連して、「判決を書いたブラック判事によると、連邦憲法が「宗教の設置」(establishment of religion)を禁じている主旨は、直接に宗教を強制することを禁ずるだけでなく、公的な宗教を設けることを禁ずるにある。それは、「政府の権力または権威が、アメリカ人民の唱える祈りの種類をコントロールし、支持し、または、それに影響を与えることに使われないための保

障」であろうとする。それは、「どんなグループのアメリカ人民に対しても、政府の維持する宗教プログラムの一部として、唱えるべき公の祈りを定めることは、この国では、政府の仕事ではない」ことを意味する」と解説した上、「ブラック判事の意見は、その政教分離の本質を要領よく解明したものとして、そのまま日本の政教分離にもあてはまる」と述べている。つまり、宮澤教授はブラック判事が「政教分離」の意味を「要領よく解明」していると述べているが、ブラック判事は establishment of religion を説明しているのであり、それは本稿で言う「特定宗教の特別扱いの禁止」に他ならない。当然であろう。ブラック判事は「政教分離」の四文字のことなど何も知らなかったのではないか。それを「政教分離」の説明だと言っているのは宮澤教授なのである。ちなみに、establishment を「設置」と訳すことにも問題があり、その意味は「公認」であることは現在確立されている⁽³⁰⁾。

さらにもう一つの理由はライシテであり、宮澤教授は「かような政教分離の原則をフランス語ではlaïcitéという」とも説明している。「ライシテ」については、これはフランスで確立された概念であり、それが世界的にも確立された普遍的なものかどうか⁽³¹⁾、この大きな問題を論じる余裕はないが、少なくとも「ライシテ」が日本国の法体系において明確な概念として認識されているか大いに疑問である。

「ライシテ」については、そもそもその訳語にも問題があり、宮澤教授はこの『憲法講話』ではライシテについては適当な日本語訳がない⁽³²⁾ことを指摘しながら、「反宗教的(irreligious)」と「非宗教的(a-religious)」を区別し、政教分離の国家においては後者でなければならぬと論じている⁽³³⁾が、「非宗教的」と言っても「宗教的でない」ということではなく「宗教に中立的」だという意味なの

であろう。フランスの現憲法は、フランスは「ライシテ」であると規定している(1958年憲法第1条)ところ、これは「宗教に中立的」という意味である。

このように見てくれば、宮澤教授の説明では、「政教分離」はこの場合も、また、1954年もその翌年も「宗教に中立的」であることを意味していた可能性があるのであるが、「政教分離を採用した」という説明振り自体は小嶋教授の第二の用法になっており、その結果憲法の諸規定の前提として「政教分離」なるものが実在するかのような印象を作り出していた。

(へ) さらに、宮澤教授は翌1968年に出版された『憲法論集』では、「ライシテは、太平洋戦争の後、1945年12月のGHQの指令ではじめて実現された。つづいて、日本国憲法は、徹底したライシテを採用した。法制的にいうかぎり、現行の日本国憲法は、世界諸国の憲法のうちで、もっとも徹底したライシテを認めているものに属するといえよう」と述べた⁽³⁴⁾。現憲法を単に「政教分離」だけで説明する傾向に加えて、ここでは、現憲法の宗教関係規定、「徹底したライシテ」および神道指令の三者が「政教分離」と等号で結ばれると言わんばかりの説明となっている。

この説明においては「分離」と「協力」のバランスが失われているのは明らかなことであろうが、それだけでなく、この四者を等号で結ぶのは、神道指令の内容に照らしても、また、それを忠実に法律化した憲法の制定議会におけるバランスの取れた説明に照らしても事実反している。このような説明の経緯を見るに、宮澤教授の説明は回を重ねるたびにバランスを失い、また、丁寧に欠けるようになってきたという思いを禁じえない。同教授としては終始特定宗教の特別扱いを禁止することが現憲法の趣旨と考えていた可能性があるが、この丁寧に欠く説明振りは後に政教分離的表現に関する混乱を惹起したので

はないだろうか。

(2) 現在でも多数の学者が宮澤教授の説明を踏襲している。実際に使用している表現は宮澤教授の言う「政教分離を採用した」以外に、20条や89条は「政教分離を定めている⁽³⁵⁾」、「政教分離の原則を取っている⁽³⁶⁾」、「政教分離の建て前をとっている⁽³⁷⁾」「政教分離の根拠となっている⁽³⁸⁾」、「政教分離の内容となっている⁽³⁹⁾」、「政教分離を保障している⁽⁴⁰⁾」などであるが、いずれも政教分離の意味を定義しないまま分離の面のみを強調しており、その説明内容は宮澤教授の域を超えるものではないものが多い。

なお、「政教分離」の定義をしないという点ではこれらと同様であるが、憲法規定と政教分離的表現の間に一定の距離をおく説明、つまり両者を単純に同一視しない説明もある。たとえば、憲法の規定は「政教分離を実現しようとした⁽⁴¹⁾」などは、「政教分離」が現実にはまだ実現していない、すなわち分離されていないことを認めていると解される余地がある。また「国家と宗教の分離を求めている⁽⁴²⁾」や、官房長官の下に設置された私的諮問機関「閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会」の1985年報告書中の「20条3項の政教分離原則は、国家と宗教の完全な分離を求めるもの⁽⁴³⁾」などは、「政教分離を実現しようとした」と同じように分離されていないことも認めていると解することが可能なようにも見えるが、必ずしも明らかでない。なお、たんに「政教分離規定」とする⁽⁴⁴⁾のは、規定の名称だけのことだと解すれば（これは小嶋教授の言う第一の用法であろう）内容については説明していないので「政教分離を実現しようとした」と同じ類型に入れてよいであろう。

(3) 判決も学説と同様政教分離的表現のみを使用して宗教関係規定を解釈しようとしているが、そうするとすべての「政」と「教」を分離するという結論になりがちであり、そ

れでは分離の範囲が広すぎるので調整を加えている。

その一つの方法が「政教分離」を「厳格分離」と「限定分離」に区別することであり、「限定分離」であれば「政」と「教」の間に分離されない面、つまりなんらかの関係があることを認めており、したがって結果としては「政教協力」をその程度において認めるのと同じことになっている。他方、「厳格分離」であれば完全に分離されているように聞こえるが、この場合でも両要素の間に一定程度関係を認めていることが多い。これは「厳格な」と言いながら、じつは「完全に厳格でない」と言っているわけであり、これは法律以前の国語の問題として適切かはなはだ疑問である。百地章教授は、「学説の多数は「厳格分離」説に立ち、最高裁判決および最近の判例の流れは、若干の例外を除き、大勢としては「限定分離」説の方向へ向かいつつあるように思われる。厳格分離説に対しては(中略)多くの疑問があり、「限定分離」とみるのが妥当であろう。ただし、「厳格」かどうかと言うことは、いわば「比較」の問題であって、あくまで「相対的」なものにとどまる」という指摘⁽⁴⁵⁾はこの問題の核心を突いている。

なお、「厳格分離」と「限定分離」の区別以外に、あるいはそれに加え「非友好的分離」と「友好的分離」の区別が使われることもあるが、「非友好的分離」も「厳格分離」と同様程度問題に過ぎない。

(4) 一方、小嶋和司、阿部美哉、百地章、大石眞、相沢久教授たちは政教分離的表現を整理・分析し、その意味の明確化に努めてきた。これは宮澤教授の厳密さ・丁寧さを欠くこととなった「政教分離」の説明を厳密なものに引き戻そうとするものであった。

たとえば、百地教授は、「政教分離」と言っても何と何の分離か、何のために分離するのか、分離とはいかなる意味か明確になっていないと指摘しつつ、この概念が不明確なまま

使用されることから生じている混乱した議論を詳細に調べ上げて分析し、「広義の政教分離（政治と宗教の分離）」と「狭義の政教分離（国家と宗教団体の分離）」を分ける必要性があるとしている⁽⁴⁶⁾。

(5) 大石教授は、「政教分離」については、学問上使用する場合はともかく、憲法論として使う場合にはその意味を明確にしておく必要があると指摘した上、「政教分離」は「特定宗教の特別扱いの禁止」および「宗教に対する国による俸給の支払いや補助金交付の禁止」と定義し（テニオハは若干手を加えた）⁽⁴⁷⁾、また小林孝輔教授も同様の定義を用いている⁽⁴⁸⁾。なお、佐藤功教授もこの問題に関して「国家が特定の宗教を国家宗教と公認し、あるいは特定の宗教に特別の保護を与えてはならない」と説明している⁽⁴⁹⁾。

この説においては初めから政教分離的表現を限定的な意味に解しているので、分離が広がりすぎる、すなわち厳格になりすぎることはない。これらの説明においては、「政教分離」とは実は「政教分離」と「政教協力」を勘案した意味であるとされ、つまり、「政教分離」という概念のみを用いながら実際には「政教分離」と「政教協力」を使っているのと同じことが行なわれているのである。

したがってバランスの問題はクリアしているが、「政教分離」とは「特定宗教の特別扱いの禁止」および「宗教に対する国による俸給の支払いや補助金交付の禁止」と限定することについては、言葉の用法として適切か疑問が残る。

(6) 右に見てきたとおり、判決および学説を通じて分離の範囲があまりに広がりすぎるのを修正する解釈・説明が行われているが、どのように工夫しても無理な、あるいは不自然な、あるいは国語として理解困難な説明になってしまうのは政教分離的概念のみを使うからである。

ではどのように解決すべきか。もっとも望

ましいのは、憲法の宗教関係規定を意味が不明確な政教分離的表現で言い換えたり、解釈しなおしたりせず、憲法規定を直接的に解釈することである。つまり、憲法規定と解釈の間に政教分離的な説明を介在させないことである。

しかしながら、四つの漢字から成る文学的表現が必要なこともある。その場合には「政教分離」と「政教協力」の両側面から説明すればよい。この方法がもっとも簡明であり、バランスを失することもなく、厳密さを失わずに解釈でき、また、言葉の問題としても無理がないと考える。

(7) なお、法律論を離れるが、「政教分離」と「政教協力」の二つの概念から説明することは現実の国民生活においても重要なことである。というのは、「政教分離」概念のみを用い、あたかもそのような原則があるという印象を与える説明が、新聞など一般の言論の中に現れる「日本国憲法は厳格な政教分離を定めている」というような過度に単純化された説明や認識の原因になっていると思われるからである。もちろん、新聞の理解と学説は別問題であり、新聞が学説を正しく理解している保証はなく、したがって、一般に宗教関係規定を単純に理解する傾向があるとしても、それはほんらい学説の責任に帰すべきことではないのであろう。

しかし、大多数の学説・判例が「政教分離」概念のみを用いて説明しているのに、国民がそれと異なり「政教分離」のみならずその反対概念である「政教協力」を使って説明することは事実上ありえないことである。学説は「政教分離」のみを使いながらも偏った解釈に陥らないよう説明に種々の工夫を加えているが、一般にはそのような細かい工夫は伝わりにくい。しかも、現在のところ、「政教分離」の解釈について学説は一致していないので、なおさら伝わりにくい。したがって、一般には、学説が一致している部分である「政教分

離」概念のみで説明するということが伝わる結果になっている。憲法の説明においてはこのようなことも勘案すべきではないかと思われる。

注

- (1) GHQが日本政府に対し発出した「国家神道、神社神道ニ対スル政府ノ保証、支援、保全、監督並ニ弘布ノ廃止ニ関スル件」と題する覚書。これの起草過程については大原康男教授の詳細な研究がある。大原康男「神道指令の起草過程」『日本文化研究所紀要』66集(国学院大学、1990)。
- (2) 大原教授は「とりわけ重要なのは政教分離の原則が初めて掲げられたことである。しかも、それは「国家と宗教の分離」という非常に厳しい政教分離であって、かかる思想や制度を生んだ母国である欧米諸国で一般に行われてきている「国家と教会の分離」でないところに著しい特徴がある。もっとも、先述したように、第一次「担当者研究」ではseparation of church and stateが謳われているので、概念的混乱が見られるが……。」と述べている(同上 25頁)。ただし、これは神道指令が厳格な分離を考えていると断定したわけではないであろう。
- (3) ウィリアム・P・ウッダード『天皇と神道：GHQの宗教政策』(サイマル出版会、1988) 27頁。
- (4) 同上73頁。
- (5) 同上85および86頁。
- (6) 憲法問題調査委員会については芦部信喜他編『日本国憲法制定資料全集(1)』(信山社、1997)が詳しい。「松本甲案」と「松本乙案」が作成される過程で宮澤委員から2案が提出され、それらは便宜上「宮澤甲案」「宮澤乙案」と呼ばれていた。そのうちの乙案が「松本乙案」となった。1946年2月1日付けの毎日新聞は松本草案をスクープしたが、それは宮澤甲案(ただし別案はなし)であった。
- (7) 古関彰一『新憲法の誕生』(中央公論新社、1995) 91～96頁。高見勝利『宮澤俊義の憲法学的研究』(有斐閣、2000) 215頁。
- (8) 芦部信喜他・前掲注(6)269、319頁。委員会の議事録は資料73。
- (9) 高柳賢三他『日本国憲法制定の過程I原文と翻

- 訳』(有斐閣、1972) 201頁。
- (10) 大原・前掲注・39頁。
- (11) 笹川紀勝教授は「国家と宗教の関係は、その国の歴史的な課題とのかかわりから検討されるべきだ」、「日本の主要な課題は、依然として、国家神道の系譜を持つ社会的に優勢な既成の宗教団体(靖国神社、護国神社、伊勢神宮、皇室神道)と国家の分離、国家の非宗教性あるいは宗教的中立性の実現であるといわなければならない。決して国家と宗教一般の分離ではない。国家と仏教やキリスト教会との分離が問題になることもあるが、それは周辺の課題である」と述べている(笹川紀勝「憲法と宗教—原理的な諸問題」『公法研究』52号(1990) 19頁)のは正しい指摘であろう。
- (12) 注9と同じ箇所。
- (13) 佐藤達夫『日本国憲法成立史』3巻(有斐閣、1994) 119頁。
- (14) 衆議院に設けられた特別委員会は「帝国憲法改正案委員会」と名づけられた。
- (15) 小委員会での審議は衆議院・貴族院ともに長らく公開されなかったが、平成7年に公開が決定された。衆議院事務局『帝国憲法改正案委員小委員会速記録』(衆議院、1995)。
- (16) 貴族院に設置されたのは「帝国憲法改正案特別委員会」と名づけられた。
- (17) 田上譲治「宗教に関する憲法上の原則」『公法学研究』(良書普及会、1982) 120頁は「(神道指令は) 信教の自由を強調するとともに政教分離を明らかにし、国家神道を廃止して、国家から離れた神道の存続を容認するものであった」「(憲法20条および89条の規定は) 神道指令に明らかなように、政治と宗教、国家と宗教団体を分離する合衆国憲法の主義にならうもので、いいかえれば教会国家主義と国家教会主義を否定したものである」と述べていた。
- (18) 清水伸『逐条日本国憲法審議録』2巻(有斐閣、1962) 440および441頁。
- (19) この議論は7月29日、30日および8月1日と3日にわたって行われた。
- (20) 佐藤功「憲法からみた宗教教誨の諸問題」『刑政』66巻7号(刑務協会、1955)は刑務所内での教誨師の問題について詳細な検討を行っている。
- (21) 米国やフランスでは必ず「教会と国家の分離」という表現が用いられているとする説もある。大石眞『憲法と宗教制度』(有斐閣、1996) 246

頁。笹川紀勝教授は、「政教分離」はseparation of church and stateの訳語であり、直訳すれば教会と国家の分離とすべきであろうとしつつ、しかし、キリスト教以外の諸宗教、例えば、仏教、イスラム教、ヒンズー教と国家の間でも同じことが問題になるので「それゆえに訳語にこだわる必要はない」としている（前掲注・7頁）。キリスト教以外についても国家との間で同様のことが問題になるか、異論はあろうが、「政教分離」は「国家と教会の分離」のことであるとする点では非常に明快な説明である。

- (22) 田中義能『日本思想史概説（増訂版）』（明治書院、1943）219頁。
- (23) 講演録が宮澤俊義『神々の復活』（読売新聞社、1955）13頁。
- (24) たとえば、芦部信喜『宗教・人権・憲法学』（有斐閣、1999）3頁。
- (25) 宮澤俊義著・芦部信喜補訂『全訂日本国憲法』（日本評論社、1978）239頁。これは宮澤教授の死後芦部教授によって加筆出版されたものである。
- (26) 宮澤俊義『憲法講話』（岩波書店、1967）24頁。その4年後に出版された宮澤俊義『憲法Ⅱ』新版（法律学全集）（有斐閣、1971）355頁でも同様の説明を行っている。
- (27) 小嶋和司「いわゆる「政教分離」について」『ジュリスト臨時増刊』848号（1985）19頁。
- (28) 宮澤・前掲注（26）36頁。
- (29) 百地章『憲法と政教分離』（成文堂、1991年）70頁以下に詳しい説明がある。
- (30) なお、わが国には「わが国が新憲法の宗教関係規定は米国の制度を導入した」という意見がある（たとえば、阪本昌成『憲法理論Ⅱ』（成文堂、1993）319頁）が、これは何を根拠に言えるのか。GHQの起草者は神道指令に基づき新規定を起草したのであって、その中心的問題は国家神道の廃止であり、それが後にマッカーサー草案において宗教一般についての規則とされたのであり、米国の制度を導入したのではなかったことは明らかであろう。宮澤教授が「政教分離」の説明するのに米国の判例を使ったことに関して問題があることは本文に述べたとおりであるが、かりに百歩譲って宮澤教授の説明を借用しても日本の制度が米国の制度の輸入品でないことは明らかである。宮澤教授は、日本の憲法は宗教の自由という普遍的な目的を実現するための方策として「政教分離」

を取り入れたと言っているのである。ちなみに同教授は各国憲法の宗教関係規定を類型化して説明する中で、米国と日本の憲法は別の類型に属するとしている。宮澤・前掲注(26)37頁。

- (31) 「ライシテ」について大石・前掲注(21)は、「1946年フランス共和国憲法によって、フランス憲政史上ライシテの原則が憲法原理となった」としているが、この憲法原理は将来政体に変化しても当然維持されるようなものか、筆者には必ずしも明確でない。
- (32) 「ライシテ」の意味については同書26ページ以下に包括的な説明がある。「非宗教性」と言っても、「世俗性」を意味するのかわ神論的な意味で言っているのか明確でない。フランス憲法が世俗国家であるとの意味でライックと宣言していること、かつ、有神論的立場に立っていることは明らかであろう。要するに、フランスが「ライック」な国であると宣言している意味は明確であるが、これを「非宗教的」とすると紛らわしくなるのである。
- (33) 宮澤・前掲注・25頁。
- (34) 宮澤俊義『憲法論集』（有斐閣、1978）356頁。
- (35) 芦部・前掲注(24)4頁。
柴田敏夫『政治と宗教のあいだ』（有斐閣、1986）231頁。
佐藤功『日本国憲法概説』（学陽書房、全訂第5版、1996）205頁。
田上穰治『新版 日本国憲法原論』（青林書院、1985）127頁。
小林孝輔「信教の自由と政教分離」『法学セミナー増刊 思想・信仰と現代』（1977）78頁。
- (36) 田上・前掲注(17)109頁。
柴田・前掲注(35)223頁。
- (37) 相沢久『現代国家における宗教と政治』（勁草書房、1966）239頁。
- (38) 阿部照哉『政教分離』（サイマル出版会、1989）3頁。
- (39) たとえば、野中俊彦他『憲法Ⅰ』（有斐閣、第4版、1992）317頁はこの例に属するであろう。佐藤功・前掲注(35)が、20条は「政教分離」の原則についての詳細な規定を設けている」（201頁）としているのもこれと類似の表現と見てよいであろう。
- (40) 津地鎮祭最高裁判決。最大判昭和52年7月13日民集31巻4号533頁。

芦部・前掲注⁽²⁴⁾9頁。

芦部他編『演習 憲法』(青林書院、1984) 226頁も同様の表現である。

田上・前掲注⁽³⁵⁾127頁も同様であろう。

- (41) 高柳信一「国家と宗教」『法学セミナー増刊 思想・信仰と現代』(1977) 2頁。
- (42) 辻村みよ子『憲法』(日本評論社、2000) 225頁。
- (43) 前掲注⁽²⁷⁾111頁。
- (44) 野中他・前掲注⁽³⁹⁾314頁。
小野清一郎「はしがき—宗教法制と判例の機能」『ジュリスト宗教判例百選』(1972)。その解釈についてはかなりの幅を認め、イタリアでも「政教分離であるといえないこともないであろう」としている。9頁。
- (45) 百地・前掲注⁽²⁹⁾ 61頁。
- (46) 同上 6 および13頁。
- (47) 大石・前掲注⁽²¹⁾ 238および245頁。
- (48) 小林・前掲注⁽³⁵⁾74頁。相沢久「近代社会と信教の自由」『ジュリスト』748巻20頁。
- (49) 佐藤功『全訂新版日本国憲法概説』(学陽書房、1974) 163頁。